

平成26年5月1日

於 教育委員会室

平成26年5月

大和市教育委員会臨時会

大和市教育委員会

平成26年5月大和市教育委員会臨時会

○平成26年5月1日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長 朽名 勇 指導室長 久津間 仁

教育総務課長 齋藤園子

○書 記

教育総務課		教育総務課
政策調整	飛田幸人	政策調整
担当係長		担当主査
		瀬古直之

○日 程

1	開 会	
2	会議時間の決定	
3	会議録署名委員の決定	
4	議 事	
	日程第 1（議案第21号）	大和市教科用図書採択方針について
5	閉 会	

開会 午後1時00分

- 青 蔭
委員長
- ただいまから教育委員会5月臨時会を開会いたします。
会議時間は15時までといたします。
今回の署名委員は、1番鈴木委員、2番石川委員、それぞれよろしく
お願いします。

◎議 事

- 青 蔭
委員長
- それでは、議事に入ります。
日程第1（議案第21号）「大和市教科用図書採択方針について」を
議題といたします。
細部説明を求めます。久津間指導室長。
- 久津間
指導室長
- 平成27年度は、小学校使用教科書の採択替えの年に当たります。本
市は、単独で採択地域を設定し、教科用図書を採択することとなってお
り、その採択方針を審議いただくものです。
採択の方針は2点あります。
1点目は、「平成27年度以降4カ年使用小学校教科用図書の採択
は、神奈川県教育委員会の採択方針に基づいて行う。」です。
2点目は、「採択にあたっては、大和市教科用図書採択検討委員会の
答申等を参考にする」です。
以前の採択方針の文言を一部見直しておりますので、説明いたしま
す。
1点目は、変更ありません。
2点目は、以前は冒頭の「採択にあたっては」の後に「大和市教育委
員会が設置する」という文言が入っていました。しかし、今年度から大
和市教科用図書採択検討委員会を附属機関として条例で設置しており、
その都度設置の確認をする必要がなくなったこと、また、検討委員会に
ついては教育委員会の附属機関として大和市が設置するものであること
から、この言葉を除きました。さらに今回、「答申等を参考にする」と

している部分については、以前は「報告書等の資料を参考にする」としておりましたが、他の附属機関と合わせて「答申」という文言に整理いたしました。

資料に、大和市教科用図書採択の仕組み、平成27年度使用教科用図書採択に係る事務日程を添付しておりますので、ご確認ください。

また、神奈川県の手成27年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針も添付しておりますが、内容については、以前のものとは大きな変化はありませんでした。

○青 蔭 委員長 　　ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

2点目に改正された部分がございますが、理由は、ただいまの説明のとおりでございます。

○石 川 委員 　　1点目は、神奈川県教育委員会の採択方針に基づいて行うということで、神奈川県教育委員会の方針が前回と同じということですからよろしいかと思ひます。2点目の、「答申を参考にする」という文言ですが、これはどれぐらいの意味合ひを持っているのでしょうか。

○久津間 指導室長 　　教育委員会の諮問に基づき、答申が出されますので、それを参考とするということです。

採択に当たっては、他にも、市民の方からいただいたアンケートや、学校の教職員のアンケートなどの資料を提出いたします。また、教育委員の皆様にも直接教科書等を見ていただきますので、それら全てを加味して採択をしていただくこととなります。そのような意味で参考という言葉を使っております。

○石 川 委員 　　方針の中身は今までと変わっていないと判断はしていますが、あえて「答申等を参考にする」と表現している理由をお聞きたいと思ひます。「等」は、先ほど説明があったように、市民アンケートなど、答申以外の資料を意味していると思ひます。「参考にする」という言葉は、標準的な意味で考えていいのでしょうか。それとも、かなりの強い意図を持って参考にするという意味なのでしょうか。

要するに、今まで他市であったように、答申は参考としながらも、全

く違った結果が出ることもあってもいいのでしょうか。

- 朽名 教科書採択は、教育委員会の責任において行うものです。
教育部長 採択の仕組みとして、市教育委員会として採択方針の決定、教科書の採択決定をすることとなります。この決定に当たり、制度上、あらかじめ検討委員会に諮問をして、その意見を答申という形で出していただくことになっております。
- 併せて、先ほどご説明した「等」の中に、市民の方のご意見等が含まれておりますので、それらを総合的に検討した中で、教育委員の皆様が決定することとなります。この点は、これまでの仕組みと変わりはないと考えております。
- 石川 教育委員会から検討委員会に諮問するのですから、その答申については、基本的には重要な参考意見であると判断していいですね。
委員
- 朽名 諮問、答申については、そのような制度上のものがございますので、委員のおっしゃるとおりと考えております。
教育部長
- 石川 あえてこのような形で載せたということは、そのような意味合いを持っていると理解してよいですね。
委員
- 朽名 そのとおりです。
教育部長
- 篠田 検討委員会の答申については、調査研究員の報告が基本となっていると思いますが、市民アンケートや学校からの意見も全て検討した上で答申がされるということでしょうか。
委員
- 久津間 教育委員会として採択する際に、検討委員会の答申やその他資料を参考として、総合的に判断していただく形になります。
指導室長
- 青蔭 あくまでも教育委員が判断するための参考資料であって、判断する一つの材料という理解でよろしいですね。
委員長
- 滝澤 そうです。あくまでも参考です。
教育長
- 鈴木 確認ですが、市教育委員会が採択方針の決定と、教科書の採択決定をすることとなっておりますが、その決定は教育委員の、この会議で行うということでしょうか。
委員

○青 蔭 そういうことです。

委員長

○久津間 7月の定例会で決定していただく予定です。

指導室長

○青 蔭 他に質疑等がございますか。

委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭 それでは、これより議案第21号について採決いたします。

委員長

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということでございますので、議案第21号は可決いたしました。

委員長

◎その他

○青 蔭 各課で報告事項がありましたら、順次報告をしてください。

委員長

それでは、下福田中学校における学年説明会の経過報告について、久津間指導室長。

○久津間 教育委員会3月定例会の教育長報告にて、3月議会で公教育と教員の自由度及び中立性についての一般質問があったことを報告いたしました。学校が中学1年生の保護者に対して修学旅行の行き先を京都・奈良から広島・周防大島に変更する旨の説明をしたことに関する質問であり、議会では、「公式な場での教職員の発言が学校教育の中立性に疑念を抱かれるような結果を招いたことと教育委員会として重く受けとめている」「今後、事実関係を精査した上で、教育委員会において適切に対応していく」との答弁をしております。

指導室長

本事案のその後の経過について報告させていただきます。

今回の1年生説明会の発言については、2月14日金曜日に保護者から、2月19日水曜日には他の議員から、電話での問い合わせがあり、指導室として把握をいたしました。

これを受け、指導室では、2月から3月にかけて学校に指導主事を派遣し、複数回の調査を行いました。調査の結果、この説明会で教員が発言した内容の一部に、学校の統一見解から外れて個人的な見解を述べているものや、保護者から誤解を招くものがあったことが認められました。具体的には、例えば「憲法が変わり自衛隊員が海外に出たとき死者が出ることも考えられる」などの発言があったことが確認されています。

これらのことを重く受けとめ、私から校長及び当該教員に対して、次の2点について指導を行いました。1点目、政治的中立性について保護者から誤解を招くような発言については今後行わないよう、十分に注意すること。2点目、改めて保護者に説明するときには、学校の考えに基づき資料を作成し配布するとともに、常に組織の一員としての自覚の下に職務の遂行を心がけることです。

また、これ以外にも、市議会で取り上げられたことを重く受け止めること。今回の発言は教師の個人的価値観が入った発言と受け止められる部分がある。いかなる状況でも、学校で決めた組織としての決定内容を説明するべきであること。5月に予定している次回の保護者会では、誤解のないように、資料に基づいた説明を行うこと。保護者や地域にはさまざまな考え方の方がいることを認識し、引き続き誤解を招く発言がないように十分注意することを伝えました。

○青 蔭 ただいまの説明に関して、質疑等がございますか。

委員長

○石 川 今の自衛隊に関する発言の他には、具体的にどのような発言があったのでしょうか。

委員

○久津間 教諭からは、他に「将来大和市に住めば厚木基地との関わりも出てきます」という発言がありました。当該教諭は地域学習の目的についての説明として発言しており、指導主事の聞き取りでは、大和市のさまざまな特徴について関心を持っていくことが大切だと発言したかった旨の説明がございました。しかし、説明会ではその他の特徴について言及しなかったために、この部分を平和教育と関連させて厚木基地問題と捉えら

れることになったと思われます。つまり、誤解を招くような説明の不備や言葉の使い方があったことが確認されています。

○石川委員 その説明に対し、保護者や議員から、学校の方針と違うのではないかとのご質問があったということでしょうか。

○久津間指導室長 学校の方針と違うということではなく、説明内容として適切ではないのではないかとのご質問がございました。

議員の質問の中では「政権交代したせいで」といった発言があったことが指摘されていますが、聞き取りの中では、そのような言葉は言ってはいないことを確認しています。ただ、疑念や誤解を招く表現があり、それが一つではないことから、誤解が膨らんでしまったと認識しております。

○石川委員 要するに、教員はそのようなことを意図して発言をしたわけではなく、誤解を受けるような言い回しがあったと理解していいですか。

○久津間指導室長 この職員が話した言葉の中に、学校が承認した考えに基づいていない言葉が入っていたことと、誤解を招く表現があったということです。

○石川委員 要するに、京都・奈良から、あえて広島に修学旅行先を変更するに当たり、その意味付けとして、大和の子供たちもそのようなことを考えていかなければいけないと話してしまったのですね。

○青蔭委員長 いずれにせよ、誤解がないように説明することが必要です。せっかくの修学旅行で、子供たちは楽しみにしているわけですから、しっかりと説明しなければなりません。

○石川委員 市民にはいろいろな考え方を持った方がいらっしゃいますので、学校から基本的なところを十分説明した上で、それに基づいてやりとりをしなければならぬと思います。

また、全部が自分の考えと同じとか、同調してくれるという考え方ではなく、いろいろな方がいらっしゃることを教職員がもう少し注意しなければいけないと思います。

○青蔭委員長 指導者ですから、言葉の端々には十分に気をつけてほしいと思います。

○鈴木 修学旅行の行き先の変更についての説明会とのことでしたが、行き先

- 委員 の変更は校長判断で決定しているのでしょうか。
- 久津間 指室長 今回の説明会は、1年生の段階で3年生の修学旅行を変更する計画について、保護者に説明したものです。
- 下福田中学校では、ここ4年間ほど京都・奈良へ行っておりましたが、行き先を変更するに当たっては、学年検討委員会で1年間かけてプランを練った上で、企画会議、職員会議を経て、校長の承認を得て、今回の説明会に臨んでおります。
- 鈴木委員 5月に保護者会があるとのことですが、今後は、その保護者会での意見も加味して行き先を検討していくのでしょうか。
- 久津間 指室長 学校の職員会議等で使用した資料等を見る限り、平和学習と地域学習という二つの柱があり、しっかりした理念のもと、子供たちにどういった姿を求めたいかが明らかにされています。今度の説明会では、その内容が改めて保護者に説明されることになると思います。
- 青蔭委員長 保護者の方々の納得をいただけるよう、しっかりと説明して下さい。この教員は、あえて大きな問題を起こそうと思った訳ではありませんので、今後、注意して進めていけば、よろしいのではないかと思います。
- 篠田委員 今回、公の場だったことから問題が大きく広がりましたが、いろいろな考え方の市民の方がいらっしゃるのと同様に、子供たちも一人一人いろいろな思いを持っています。子供たちにとって教員の言葉はずっと残るものですから、教室の中でも誤解のないようにすることが大事だと思います。
- 教員は、自らの言葉が子供にとって大きな意味を持っているという意識を持って、慎重に言葉を発してほしいと思います。
- 青蔭委員長 篠田委員がおっしゃったとおりです。生徒にとって教員の一言は大変重たいものです。特に修学旅行先が変わって、興味津々で聞いているのですから、よく検討した上で発言をしてほしいと思います。
- そしてまた、修学旅行に行きましたら、下手な説明よりも、自分たちの目を見て、自らの感性で感じて、事実を事実として把握してほしいと思います。その上で、現れてきた子供たちの気持ちについては、その後、感想文などをお書きになるのでしょうかから、ぜひ拝見したいと思

ます。

○滝澤 委員の皆様がおっしゃったとおりです。

教育長 児童生徒にとって最大の教育環境は教員ですので、その言動は児童生徒の見本にならなければなりません。正しく発信することが教育の基本です。そのような職務の公共性をしっかりと認識して、教員の重責を自覚した中で教育活動をしていく必要があります。

それから、教育活動を支えてくださる保護者に対して丁寧な説明をすることも教員の当然の責務だと思います。その点で、今回の場合、説明会に向けての準備が、適切ではなかったことが原因にあると思います。

石川委員もおっしゃったように、保護者や市民の方々にはさまざまな考えの方がいらっしゃいますので、誤解を受けないように説明することが基本です。そのためには、資料を準備して、自分の言葉で説明がつかなければ、その資料を読めば正しく発信ができるといった、二重にも三重にも誤解が起きないような配慮が必要だと思います。

今回の件については、そのように理解をいたしましたので、校長会、教頭会などさまざまな機会に注意喚起をしているところでございます。

○青蔭 丁寧な説明をお願いします。

委員長 他によろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

委員の方から、他に何かございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

◎閉会

○青蔭 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員長 これにて教育委員会5月臨時会を閉会といたします。

閉会 午後1時28分